



原
本

21 総総法審第55号

裁 決

[Redacted]

[Redacted]

再審査請求人 [Redacted]

東京都港区赤坂2丁目2番21号

永田町法曹ビル2F

東京合同法律事務所

上記代理人 弁護士 上原公太

同 同 瀬川宏貴

原処分庁 港区福祉事務所長

裁 決 庁 港 区 長

再審査請求人が平成21年4月22日に提起した生活保護法（昭和25年法律第144号）に関する再審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

原処分庁が再審査請求人に対し平成20年9月30日付けでした生活保護法78条の規定に基づく支給済保護費の徴収決定処分（20港高応29号）を取り消す。

理 由

第1 再審査請求の趣旨

本件再審査請求の趣旨は、原処分庁が再審査請求人（以下「請求人」という。）に対し平成20年9月30日付けでした生活保護法（以下「法」という。）78条の規定に基づく支給済保護費の徴収決定処分（20港高応29号。以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第2 経緯（保護決定通知書、収入・無収入申告書、要被保護者の預金、貯金状況の報告について（回答）、本件口座通帳（写し）、原処分通知書、裁決書等）

- 1 原処分庁は、平成20年4月17日を開始日として、請求人及び請求外□□□□さん（以下「同居人」という。）を同一世帯と認定して、請求人に係る法による保護を開始した。

同日に、同居人が原処分庁に提出した資産申告書の預貯金欄には、預金先として郵便局のみが記載されていた。

- 2 原処分庁が、法29条に基づき、□□□□銀行□□支店に対して、同居人の預金、貯金状況について報告を求めたところ、平成20年6月23日、同支店からの回答により、同居人名義の普通預金口座（以下「本件口座」という。）に同年4月30日付けで313,000円の入金（以下「本件入金」という。）及び同日付けで312,919円（カード振込）の送金（以下「本件出金」という。）があったことが判明した。

- 3 平成20年8月29日、同居人は、「収入・無収入申告書」により、収入がない旨を原処分庁へ申告した。

また、港区福祉事務所（以下「福祉事務所」という。）の担当

職員（以下「担当職員」という。）が、郵便局以外の預金口座について質問したところ、請求人及び同居人は、他に預金口座は存在しない旨回答した。

4 平成20年9月8日、担当職員が、同居人に電話で、郵便局以外の預金口座の存在について再度質問したところ、同居人は、当該口座の存在を認めた。

5 平成20年9月9日、同居人が福祉事務所に、本件口座に係る預金通帳（以下「本件通帳」という。）を持参のうえ来庁し、本件入金及び本件出金は、知人の借りている新橋の店の家賃を知人から預かり、同日、知人に代わって賃貸人に支払ったことによるものであり、本件入金は自分の収入ではなく、収入ではない以上、申告の必要もない旨の説明を行った。

6 原処分庁は、平成20年9月30日付けで、本件入金を収入として認定し、原処分を行った。

7 請求人は、これを不服として、原処分の取消しを求めて、平成20年11月26日付けで、裁決庁に審査請求を提起したところ、裁決庁は、平成21年3月27日付けで、これを棄却する旨の裁決（20港総総第1657号）を行った。

第3 当庁の判断

1 請求人の主張について

請求人の主張は、以下のとおりであり、これらの点から原処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) 本件入金は、同居人が、知人から、同人の家賃支払いの手続を代わって行うために預かったものであり、同居人の収入ではない。

(2) 原処分庁は、本件通帳の記載のみを根拠に本件入金の収入認定を行っており、同居人の依頼にもかかわらず、事実関係につ

いてそれ以上の調査を一切することなく原処分を行ったことは、行政手続上の瑕疵がある。

2 法令等の定め

(1) 生活保護法

ア 78条

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。

イ 85条

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。ただし、刑法に正条があるときは、刑法による。

ウ 61条

被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。

(2) 生活保護運用事例集 2006(増補改訂版)

(東京都福祉保健局生活福祉部保護課)

問11-11-2(年金収入の不申告に係る事例)

法78条は、被保護者が、不実の申請その他不正な手段により保護を受けたとき、不正に受給した保護費を徴収するものである。この条件を満たすためには、被保護者が欺罔の意思をもって収入を得たことを秘匿し、保護費を詐取した事実が認められなければならない。

3 判 断

(1) 本件口座には、平成20年4月30日に313,000円が入金され（本件入金）、同日、312,919円の送金（本件出金）が行われており、一般に、預金債権は、社会通念上預金口座の名義人に帰属するものと認めるのが相当であることから、原処分庁は、本件入金を本件口座の名義人である同居人の収入と認定し、同居人が、本件入金を収入として申告しなかったことを捉え、法78条に定める「不実の申請その他不正な手段」に該当するものとして、原処分を行ったことが認められる。

(2) しかし、証拠資料としては不十分ではあるものの、原処分前の平成20年9月9日に、同居人は、本件通帳を原処分庁に提示し、本件入金は、知人から一時的に預かった現金によるものであり、入金同日、カード振込みにより送金していることから明らかのように、本件入金は同居人の収入ではなく、収入ではないため申告しなかった旨の説明を原処分庁に行ったことが認められる。

そして、本件通帳にも、同居人の説明に沿う内容の記帳がなされており、原処分当時、当該説明内容を否認するに足る資料が存在したとの証拠もない。

そうすると、本件入金を申告しなかったことを捉え、請求人又は同居人に、「欺罔の意思をもって収入を得たことを秘匿し、保護費を詐取した事実」（2・(2)）が存在したと断じることが、早計にすぎるものといわざるを得ない。

(3) また、本件通帳には、本件出金は「振込」とされていることから、振込み先等を調査することは必ずしも不可能であったとは言えず、加えて、懲役刑を含む刑罰規定（法85条）まで設けられている法78条の適用にあたり、原処分庁には慎重な対応が求められていることをも考慮すると、原処分庁が、「不実

の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた」事実、すなわち、「欺罔の意思をもって収入を得たことを秘匿し、保護費を詐取した事実」が存在したか否かを判断するに必要な調査を尽くしていたとまでは認めることはできず、原処分は、処分に至る手続において瑕疵があるものといわざるを得ない。

- (4) したがって、その余の部分について判断するまでもなく、必要な調査を尽くさないまま、法78条を適用してなされた原処分は、違法又は不当な処分として取消しを免れない。

第4 結論

以上のとおり、本件再審査請求は理由があるから、行政不服審査法56条の準用する40条3項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成21年5月28日

再審査庁 東京都知事 石原慎太郎

